

デュルケーム研究において見過ごされた領域——道徳研究について

小 関 藤 一 郎

I

アメリカやイギリスなどにおけるデュルケーム研究は最近になっても減退することなく続いているように見える¹⁾。この傾向はフランスよりはアングロ・サクソン国の方に強く見られる。そうした研究業績の中われわれの注目を惹く著作が1990年に刊行された。それは、Peter Hamilton 編の「デュルケーム、批判的評価、「Emile Durkheim; Critical Assessments IV vols」である。全体で四巻1600頁をこえるものであるが、約80の論文から成っている。それらはデュルケームが1893年「社会分掌論」を刊行した直後から1986年までの約百年にわたってデュルケームに関して多くの著作者によってなされた研究論文の中から選ばれたものである。フランスの学者によってなされた研究は含まれていないのは物足りなさを感じさせるが、デュルケーム研究にとっては非常に貴重な文献集である。それらは四巻にわかれて第一巻はデュルケームの生涯と知的文脈 intellectual context、第二巻は社会分掌論と「社会学方法論」²⁾、第三巻は「自殺論」と「宗教生活の原初形態」、第四巻は「知識社会学と分類論」および「政治」、「教育」に関するものに分類されている。デュルケームに関する何百と数えられる諸種の論文からこれだけを選び出すこの労作はデュルケーム研究にとっても社会学説史の研究にとっても大きな貢献であるといえよう。こうした膨大な論文集の刊行はデュルケーム評価の時代的推移の一端をも明らかになら

しめるものでもあり、デュルケームに対する真に適切な評価を下すのに大いに利用の価値があるものである。筆者もこれを一応みて非常に啓発されるどころが多かったが、この分類には取り上げられていない問題があることに気がついた。それは道徳の問題である。筆者もちょうど道徳の問題についてデュルケームの考え方はどのように捉えるべきかを考えていたので、この機会にそれをまとめて見たいと思いついた。ハミルトンが道徳をとりあげたのはデュルケーム自身がこの問題について体系的な著作は残してはいない（原稿を含めて）からであろう。しかしこの問題について彼は特にパリ大学に移ってからいろいろな機会、書評だとか、フランス哲学会における講演会での発表、討論に参加しての活発な意見の開陳などを通じて数多くの発言を行っていて、それらの内容は多方面に亘ってはいるが、必ずしも一貫した主題によって筋が通っているものではないためその本質をとらえることが容易ではないのである。そのためデュルケーム研究者でも道徳の問題を扱ったものは比較的少ないのである。しかし道徳はデュルケームの最も重要な関心事であったことはモス Mauss の証言によっても明白で、彼は AS（第二次）の第一巻に「道徳はデュルケームの生活の目標であり、知的生活の中心点であった」とのべている³⁾。そしてデュルケームは最後の大作 La Morale を準備していたのであるがこの計画は戦争（第一次大戦）の勃発によって生じた諸種の事情と病気のため実現されなかったのである。このために書かれた序文「Introduction à la morale」

1) この点についてはすでに「デュルケーム研究の回顧と現状」社会学部紀要63号—社会学部創立30周年記念論文集においてふれた。

2) *Les Règles de la méthode sociologique* をこう訳して用いる。以下同じ。

3) Marcel Mauss, "In memoriam, l'œuvre inédite de Durkheim et ses collaborateurs" AS n. s. (1924) I, p7

は1917年3月から9月までの間医師から許可を得た時間を利用して執筆されたものであるが、これが絶筆となってしまった。これは1920年PR誌⁴⁾に発表されたが、その続きはついに陽光ををあびることはなかった。刊行されたもので道徳を扱った著作は死後刊行された著作 *L' Education Morale* と *SP* におさめられた論文「道徳的事実の決定」と「価値判断と現実判断」⁵⁾ ぐらいである。しかし彼が最初に書いた論文は「ドイツにおける道徳の実証的研究」⁶⁾ であり、ボルドー大学での講義の第一講は「社会連帯」*Solidarité sociale* と題されていた。また「社会分業論」の第一版(1893年刊)序文(これは二版以降は削除された)は「道徳的事実の定義」と題されただけでなく、社会分業も道徳的事実として考察されていたことも忘れられてはならない。これに次ぐ「社会学方法論」、「自殺論」を見ても、また刊行はされなかったがボルドー大学で行われた家族に関する講義においても道徳に関する考察ないし言及のなかった著作はない。最後の大作宗教生活に関する著作においても宗教との関係において道徳は重視されている。だからデュルケームの著作の中核は道徳に関する考察であったといえるのである。モスが述べたようにデュルケームは最後に *La Morale* の執筆にかかるよう準備をすすめていたのであるが、その証拠をわれわれは上述した数多くの書評 *comptes-rendus* や、フランス哲学会における各種の講演および討論での発言に見ることができるのである。ただこの著作が未完に終わったのと、その他の論文、書評、討論会での発言では体系的な道徳論を構成することは困難なため、道徳問題は後の研究者からは見過ごされた問題となってしまう、その重要性に適切な考察をされることはなかった⁷⁾。この見過ごされた問題を考察することは社会分業論(1893)刊行百年目にあたる年の試みとしても意義をもつものであるといえよう。

II

そこでデュルケームの道徳論あるいは道徳社会学の主要な特徴はどこにあるのかを見ることから始めていこう。デュルケームはボルドー大学に赴任する前にドイツに滞在して大学における道徳についての実証研究の現状を詳しく調査したときの報告の中で、経済科学、社会学や法学などの社会科学でも道徳についての実証的研究がしっかりと行われていることを述べている。そして哲学の領域でもヴントなどが社会心理学の成果を用いて道徳の実証研究を進めていることを詳細に論じている。また「ドイツの大学における哲学教育」の現状報告の中でもこうした道徳研究が大衆の関心の中に重要な影響を及ぼしていることを明らかにし、そうした研究をフランスに輸入することが緊急の課題であると指摘している。それはフランスの19世紀末⁸⁾や第三共和制発足間もない時期が精神的に動揺し著しく不安定な状態にあったため、こうした不安定を克服する方策として要請されていたのである。そればかりでなく、新しい道徳確立のための努力はカトリシズムによらない社会秩序の樹立のためにも不可欠な条件だったのである。だから社会学の研究もこうした新しい世俗的原理に基づく道徳確立のための努力と不可分に結びついていたのである。そのためデュルケームの全著作は道徳社会学の建設への努力の試みとなったのである。そして注意すべきことはその資料として著書とか論文という形をとらないがデュルケームの道徳に関する見解を体系的にはないが、豊かにしかも明確に表している書評、フランス哲学会などでの討論における発言の類が著しく多いことである。それらはまだまとまった形で刊行されていないためともすると忘れられがちである。本稿執筆にあたって特に参考にしたそれらの資料を *textes* によって一覧表を次に示しておこう。

4) *RP* LXXXIX 1920 pp. 79-97

5) *SP* におさめられている。

6) "La science positive de la moral en Allemagne" *RP* XXIV 1887.

7) この点については W. S. F. Pickering の *Durkheim, essays on morals and education* の序文を参照 (Introduction pp. 3-27.)

8) "La philosophie dans les universités allemandes" *Textes*. III p.

これらを見て気がつくことは20世紀の初頭ヨーロッパにおいて道徳問題に関する著作が非常に活発に刊行されていたことである。

- D. 1. “Débat sur le type de solidarité et la division du travail” 「連帯類型と社会分掌に関する討論 (1893) デュルケームの博士論文の口頭審査会における討論の要約
- D. 2. “Genèse des idées morales” 「道徳観念の起源」AS. IV (1901) E. Alsworth の *The genesis of ethical elements* に対する書評
- D. 3. Lèvy-Bruhl, *La Morale et la science des moeurs* に対する書評 AS. VII (1902-03)
- D. 4. “La remarque sur l’enseignement rationnel de la Morale” 「道徳の合理的教育についての考察」*La Revue* 59 (1905)、「神のない道徳」
- D. 5. “De la morale scientifique” 「科学的道徳について」AS. X. (1906). A. Bayet の同名の著作に対する書評、この Bayet の著書の副題は「社会学的科学の道徳への適用の試み」と記されている。
- D. 6. “Morale, Religion et Societe” 「道徳、宗教および社会」—デュルケームの *L’Ecole des Hautes Etudes sociales* での講演 (1905-06) の A. Lalande による要約⁹⁾。
- D. 7. “Les lois de la solidarité morale” 「道徳的連帯の法則」G. Richard の同名の著書に対する書評 AS. X, (1906)
- D. 8. A. Fouillée, *Les éléments sociologique de la morale*, 1905; Gustave Belot, ‘En quête d’une morale positive’, *RMM* janv, 1905 pp39-74, juillet, pp. 561-588, sept, pp. 727-763, mars 1906, pp. 165-195. Adolphe Landry, *Principes de morale rationnelle* 1906 についての書評
- D. 9. ED. Westermarck, *The Origin and Developments of the Moral Ideas*, 1907, AS, X pp. 383-95

D. 10. “Débat sur la morale positive” 「実証的道徳についての討論」*BSFP*. 8 (1908) pp. 188-200¹⁰⁾

D. 11. “Leçons sur la morale” 1908-09年の講義についての A. Cuvillier によるノート。(1909)

D. 12. “Ideal moral, conscience collective, et forces religieuses” 「道徳的理想、集合意識：宗教の力」(1908-09) の講義についての G. Davy のノート

D. 13. Débat sur l’efficacité des doctrines morales 「道徳理論の有効性についての討論」*BSFP* 9 (1909) pp. 219-231 これは道徳の基礎は宗教にあるべきか、世俗的であるべきかに関するものである。

D. 14. Leçons sur la Morale. (1909) これは A. Cuvillier がソルボンヌでのデュルケームの講義 *La morale* に出席してとったノート

D. 15. Débat sur la loi et la règle morale 「道徳的法および道徳的規則に関する討論」M. Pradine の博士論文口頭審査における討論

D. 16. “Débat sur la notion d’égalité sociale” 「平等思想と道徳の合理との関係に関する討論」*BSFP* X 1910 pp. 59-70

D. 17. Débat sur l’Education sexuelle 性教育についての討論 *BSFP*XI (1911) pp. 33-38, 44-47¹¹⁾

D. 18. “Remarque sur le problème de l’honneur” 「名誉の問題についての考察」*RMM* 20 (1912) supplément au numero de juillet, p. 31

なおこのほかに知識人の役割とか道徳的義務を論じたものに個人主義と知識人 *L’Individualisme et les intellectuels*¹²⁾ および「知的選良と民主主義」*L’élite intellectuelle et la démocratie*¹³⁾ がある。また公務員の倫理については「国家、公務員、民衆」と題する討論に参加してこの発言も多い。それらは *Textes* III に収められているが¹⁴⁾ 公務員と国家との関係についての討論 “Débat sur le

9) *Philosophical Review* 15 (1906) pp. 255-257

10) この討論は G. Belot とデュルケームの間に行われた。

11) なおこのほかに「結婚と離婚」(1909) に関する討論での発言もある。

12) *Revue Bleue* 4e serie 10 (1898) pp. 7-13 (拙訳デュルケーム宗教社会学論集 35-53 頁)

13) *Revue Bleue* 5e serie 1 (1904) pp. 705-6

14) *Textes* III. pp. 189-220

rapport entre les fonctionnaires et l'Etat" (*Libres entretiens*, 1908) と公務員の組合 "Débat sur les syndicats des fonctionnaires" (*Libres entretiens* 1908) を含んでいるが、このあたりの問題は政治とも関係するところが大きいことが注目される。

こうした資料を基礎としてデュルケームの道徳論の特徴を明らかにするためまず定義から始めなければならない。RMS でも社会的事実とは何かの定義から社会学研究は出発すべきことを重視しているが、道徳についての定義はどうであろうか。

定義—デュルケームの道徳についての最初の定義をわれわれは *DTS* の第一序文にみることができる。そこでは次のように述べられている。「その発展の一定の段階において考察された所与の社会種 (*espèce social*) にとって正常な道徳的事実とよばれるものは、当該社会種に属する平均的社会において拡散的に見られる禁止的制裁が結びつく行為を指すのである。そして更にこの規定は明確な制裁を示さないが、それでもこれらの規則の一部と類似する規則、すなわち同じ目的に役立ち、同じ原因によって生じる規則にも適合するのである¹⁵⁾。つまり道徳的事実は所与の社会種において制裁が結びつく行為を指すことであると規定されているのである。所でこの制裁は罰とか非難のような否定的なものも名誉とか賞などのように積極的なものをも含んでいる。ただデュルケームはこのように定義をしたもののこれに基づいて実証的研究は行わなかったが、道徳に関する考察や発言を行うことはやめなかった。そして1906年のフランス哲学会で発表した「道徳的事実の決定」においてはこの定義を少し異なったニュアンスの形で規定した。この論文はデュルケームの道徳理論の枠をつくったといわれるものであるが、この中で道徳的規則が技術的規則と異なる点はそれが義務的特性をもつことにあると規定した。さらにこの論文の中でデュルケームはカントと対比させながら道徳的規則のもう一つの特徴としてそれが人間

に対して望ましいものであることをあげ、義務性と望ましさを結合に道徳の特質を見出したのである。そしてこうした道徳的行為に個人に駆るものは彼の背後にある社会なのである。そのことをデュルケームは *EPF* においても次のようにのべている。「ところで道徳生活の根源にあるものは、人間は全く自己自身にのみ属するものではないという意識である。われわれの中にある非人格的な存在に対する何程かの意識が我々に対して犠牲献身の精神への道を開くのである」¹⁶⁾。そしてこの献身の精神の中に融合している義務感と望ましさを混在の比率は歴史の時期と社会種によって異なるのであることをデュルケームは *EPF* の各所において説明している。このように人間が彼の所属する集合体に対する帰属、服従と愛着が道徳のメルクヌールとしてしばしば用いられていることは *EM* などにおいても顕著である。*EM* は最初の講義はボルドー大学時代にもなされたがパリに移ってからも何度もくり返されているから、この定義はかなり後までデュルケームによって用いられていたと見ることができる。しかし1920年に発表された最後の著作の序文¹⁷⁾での定義ではニュアンスが少し変わってきている。この論文の冒頭で *morale* の語は一般に二つの異なった意味に用いられているとして次のように区別される¹⁸⁾。一つの定義は人間が個人的にせよ集合的にせよ自分および同胞の行為に対して、非常に特別な他に比類のない価値を付与するため、下している判断の全体であるとしている。そしてこの価値が道徳的価値とされるのである。この価値の特質は研究の最初からは明言できないからこの講義を通じて明らかにしていく性質のものである。ただこの価値は他に比類のないものであるという点から、道徳判断は人間の行う諸々の判断の中では特別の位置を占めると明言できる¹⁹⁾。人びとはこの道徳的判断を反省的、方法的につくり上げるという意識をもつことなく、いわば本能的に心に刻みつけているのである。立派な行為に接してそれを賞賛し、悪徳的

15) *Textes* II. p. 287

16) *EPF* 2 vol II. chap. 4 p. 54

17) "Introduction à la morale" *RP* LXXXIX, 1920

18) *Textes* II. p. 313-314

19) *ibid*

な行為を非難することは一般の成人において自然的に行われている。これが第一の意味である。ところがわれわれは他方、道徳に関する事柄に関しては方法的、体系的な思索を行うことがある。この熟慮に基づく思索も道徳と呼ばれることがある。これが第二の意味なのである²⁰⁾。前者が人間の中に自発的に生まれてくる道徳的判断とそれに基づく行為全体にあるのに対して、後者はそうした道徳的判断とそれに基づく行為に対する方法的ないし体系的思索、反省を意味するのである。この定義はそれまでのものとはかなり変わってきている。デュルケームが1908-09年ソルボンヌで行った道徳という題目の講義に列席したキュヴィリエ A. Cuvillier のとったノートは *Leçons sur la Morale*²¹⁾ として *Textes II* に加えられているが、そこでは道徳とは制裁を伴う行為の規則 *règles de conduite sanctionnées*²²⁾ とされているから、この時期から数年で変化がおこったことは何よっているのか注意しなければならないところである。デュルケームは晩年ダヴィ G. Davy に対して「私は哲学から社会学へ出発したのだからまた哲学へ戻っていく」と語ったという。そういうことも関係があることも考えられる。ただ定義は出発点であるいつまでもそこに立ち止まることはできない。しかしそこに意味ある変化が生じていることに注意して次の考察に移っていこう。

道徳の現実性と科学的分析の可能性—デュルケームの道徳研究の基本をなす命題は、1. 道徳は現実的存在であること、2. この現実には充分科学的分析の対象となり得ることの二つである。それは道徳が従来宗教とは不可分であると考えられ、神の教えを説く教会の手を離れては成り立たないと考えられていたことに反対する立場を意味する。デュルケームは道徳を集会的訓練の最も不可欠なものとする立場から、それは人間が人間のためにつくった制作物 *oeuvre* であるとするのであるが、だからといってそれは勝手に除去したり、破壊したりすることは許されるものではないのである

(D. 4)。人間がこれを作ったというのはそれが理性のはたらきによることを意味しており、決して書齋に座って惰性だけのはたらきによっていろいろのものを集め合わせて構成できるものではないことを意味する (D. 4)。道徳は思弁の領域ではなく、生活の領域に属するもので、一定の社会的な必要に応じて歴史的に形成された行為の規則や強制力をもつ実践の全体から成り立っているのである。同じことはまた別のところでも「道徳の現実 *La réalité morale* の本質は独自の論理によって構成される概念の体系にあるのではなく精神的な力の体系にあるのであって、この力の強さは行為、表象、意識の状態から生じている」とのべている (D. 15 p. 60)²³⁾。またデュルケームは D. 12 おいて道徳は道徳を人間の世界にみられる普遍的傾向に応じて見る人びとの精神から生ずるものであると考える *Devolvé* に対して義務の存在することは事実であり、それはそうした傾向とは異なったものであることを強調するのである。

そしてこの現実には科学的研究によって把握されるべきである。社会的事実の理解において知識を獲得する方法として科学の役割を強調したことは *DTS*、*RMS* においてすでに明言されたことであるが、道徳という現実に対しても科学的方法を用いることは哲学的方法や芸術的方法によるよりはすぐれているからである。だからデュルケームは *Aslan* が *グイヨウ* の論理学 (*L'Éthique de Guyau*) という博士論文の審査委員会における報告においても *Guyau* の方法が詩的直観によるものであると評していることを重視している。同じ審査員の *Séailles* の質問に対して *Aslan* が *Guyau* の方式の一つを引用し、「社会的感情はわれわれの行為によって形成されるわれわれの頭脳の特質から生ずるものであるが、この行為は社会から生ずることを強調し、倫理学にも科学的方法を適用することの必要性を力説したことを特筆している²⁴⁾。こうしてデュルケームは *RMS* で展開した方法を道徳の研究に適用すべきことを基本方針

20) *ibid*21) *Textes II*, pp. 292-31222) *Textes II*, p. 30423) デュルケームはさらにすべての道徳的な力は独自の現実 *réalité* をもつものべている。24) S. Lukes, *Emile Durkheim, His Life and Work* (1988) Appendices B p. 644-645

として進んでいくのであるが、道徳に対して経験科学において用いられる方法を適用するに当たっての困難な問題の一つは、道徳は常に当為(ought)を強く含んでいることであった。人びとが現実に道徳の領域において行っていることと彼らが行うべきであるとされていることとは厳密に区別されなければならないからなのである。こうすることは当時哲学者たちが行っていた現論的道徳のやり方とはまったく異なるのである。その意味においてデュルケームはレヴィ・ブリュール *Levy-Bruhl* の提言した *science des moeurs* を強く支持してとくに彼の著作 *La Morale et la science des moeurs* を書評してかなり詳しくその考え方を紹介している (D.3)。その中でデュルケームはこの著作は私が道徳の領域で行っている研究の基本にある考え方、すなわち「道徳的事実についての実証科学が存在しており、道徳学者の実践に関する思索はこの科学に基づくべきであるという考え方について稀に見る厳密な弁証法的な分析を示した」²⁵⁾ ものであると見ている。レヴィ・ブリュールの著作は道徳についての従来の考え方を批判したもので今まで行われて来た「理論的道徳」*la morale theorique* と「実践的道徳」*la morale pratique* の区別は余り意味はなく、科学は存在するものを知ることを目的とし、存在に対して命令を与えたり、立法することを命じることを目的とするものではないという。こうして道徳的事実についての科学は *science des moeurs* であるというレヴィ・ブリュールの主張にデュルケームは賛成している。そして各民族の発展の一定時期の道徳はつくりだされるべきものではなく、それは現実として存在するのであるという見解を支持するのである²⁶⁾。デュルケームはまたベイエ A. Bayet の見解「道徳の領域における科学の役割は道徳的現実 *realité morale* を研究することであり、道徳に関する観念、感情や習慣は事物として扱われるべきだと見る」考え方を支持している (D.5)。デュルケームはただベイエが道徳的事実の特性として義務を見ることを拒否していること

に反対しているのである²⁷⁾。道徳研究をこうした科学の見地から行うべきであるという考え方はデュルケームだけのものではなかった。AS. X. (1907) には A. Fouillée, G. Belot, A. Landry の三人の著作に対する書評が掲載されている (D.8)。がそれらも何らかの形で従来の道徳に対する見方を変えて、科学的接近をとろうとしたものである。道徳に対するこうした考え方はフランスだけではなく、イギリスでもウェスタマークの *The Origin and Developent of the Moral Ideas* (1906) にも見られるものであった。20世紀の初頭に立って多くの著作者たちが新しい道徳の樹立を目指して努力をつづけていたのであろう。デュルケームの努力もそうした時代の動きの一つであったともいえるのである。1903~1910年頃におけるデュルケームの努力はこうした多くの著作の批判的摂取に向けられたのである。科学的立場からの道徳研究の必要性に対するデュルケームの確信は少しもゆるぐことなく研究活動は続けられたのであるが、そうした点についてデュルケームがドイツで講壇社会主義の立場の人びとや倫理学者としてのヴントから学んだことの収穫が非常に大きなものがあったと考えてよいようである。

III

1. 道徳的事実か道徳的力か

道徳についての科学研究は可能であるだけでなく、従来の哲学的方法などよりも実り多いものであることをデュルケームは確信してこの研究に努力したのであるが、この道徳的現実とはどういう特徴をもっているのだろうか。デュルケームは何回かにわたって道徳の構成要素は力 *forces* であるといっている。たとえば D. 15 の平等思想と道徳の合理性の関係についての討論において、デュルケームは次のように論じている。「道徳的現実の本質は独自の論理によって構成される概念の体系ではなく、力の体系 *systeme des forces* である。といてこの力はもちろん物的力ではな

25) AS VII (1902-03) p. 380

26) *ibid.*, p. 382

27) AS. IX (1905) p. 324-6

く、精神的な力であってこの力はその強さを行為、表象、意識の状態から得ているのである²⁸⁾。」そして事例をあげてこの力について説明している。Janet は法は道徳的な力であると規定して、「断崖の縁に眠っている小児を想像して見よ。この小児の内部には精神的ではあるが有効な力が存在しているのだ。というのはこの力が私にたとえそれが私の利益になる場合でも小児を突き落とすことを抑えるように働くのである。」とのべているが、こうした類の力はすべての人間の人格から流出していて人格に危害が加えられるのを防いだり、われわれに対して何か積極的な行為をとらしめたりする。道徳を説明することはこうした力、その起源と作用を説明することである²⁹⁾。デュルケームはさらにこうした力が個人に内圧的なものではなく、個人が人びとに抱かせる感情の客観化された形にはかならないのであることを強調している³⁰⁾。またキュヴィリエの道徳論についてのノートでも科学によって社会的力 *forces sociales* は明らかに示してもらえが、この力とは精神的現象、世論の状態 *états de l'opinion* であり、特に道徳的な力であるものべている³¹⁾。ところが *RMS* で規定されている社会学の対象は社会的事実 *faits sociaux* であり、この事実は行為の仕方であり、この行為の中には行動する、ふるまうという身体の動作を伴うものばかりでなく、感じる、思考するという内面的なものをも含んでいる。それら内面的なものは *manière de penser et de sentir* (思考したり、感じたりする仕方) と規定されている。あるいはそれらの全体は集合表象 *représentations collectives* と名付けられている。しかるにデュルケームの力はこの集合表象から派生するものであって、集合表象そのものではない。社会的事実のうちには当然集合表象は含まれるのであるが、集合表象のすべてがこのように強い力を生ぜしめるものとはいえない。ただ宗教

などは非常に大きい力を発揮することはあり得るが、デュルケームは道徳は内面的に強く宗教と結び付いているとのべている³²⁾。またデュルケームは1914年に発表した “*Conception sociale de la religion*”³³⁾ において「宗教はたんに観教の体系だけではなく、何よりも力の体系であると述べているが、宗教をこのように力の体系と見たのも彼の生涯の晩年のことである。だから道徳における力の指摘も生涯の中期以降のことであるといつてよい。道徳を宗教と強い結び付きがあると見ることはデュルケームの考察のあちこちに見られることであるが、その点は別として道徳の科学研究の出発点において道徳を力の体系と見ることは第一義的に必要なこととはいえないのではないであろうか。

科学的研究にとって必須なことは対象を明確にすることである。その意味では重要なことは道徳的事実の特徴を明らかにすることであろう。それを解明した後にはじめて力の体系の問題に移っていくべきであろう。デュルケームの目的とする道徳についての科学的研究は何よりもこの道徳的事実の解明から始められるべきなのである。そうするとまづ道徳的事実の第一に重要な特徴とは何であろうか。社会的事実の第一の重要な特徴は拘束であることは *RMS* において明らかにされたとおりであるが、道徳にとってこの拘束は何なのであるか。デュルケームは講義ノート³⁴⁾ではそれは制裁の伴う行為の規則であるものべているが、デュルケームが最も重視したのは義務 *obligation* である。そして制裁よりはむしろ義務を第一義的なものとしているのである。そのことはデュルケームの最終論文において義務は道徳に内圧的で不可欠のものであると強調していることでも明白である。デュルケームは Bayet が *La Morale Scientifique* において義務を道徳構成の不可分な要素と見ていないことを批判している (D.5)。こ

28) T. II. p. 373

29) T. II. p. 374

30) *ibid*31) “*Leçons sur la morale*”, *Textes*. II p. 29232) *Textes* II p. 29233) この論文は F. Abauzit: *Le Sentiment religieux à l'heure actuelle*, (1919) に収められている。(邦訳・拙訳デュルケーム宗教社会学論集, 271 頁)34) キュヴィリエのノート *Textes* II. p. 304

のように義務を道徳の不可分の要素と見ることを拒否したのは当時の哲学者達に見られた個人主義的立場と選択の自由の強調が機械的であったり習慣的な行為は道徳的ではないとする強い空気の影響によるものではないかと見られている³⁵⁾。Bayetは義務は人間の自由な意志によるものではないから道徳の領域にははいるないと見たのである。またデュルケームは Westermarck の著書に対する書評で制裁 (sanction) が義務の表現である点について一部は合意するが、制裁が義務の唯一の基礎である点に反対するのである (D. 8)。デュルケームは義務の観念は十分に理解されることが必要であり、道徳社会学が進歩するためにはその起源も発見されるべきことを力説している。この点でデュルケームはカントと類縁性をもっているのである。さらに注目すべきはデュルケームが「フランス教育思想史」EPFにおいて、「ギリシア・ローマの道徳思想家たちは義務の観念を全く知らなかったか、それについてはきわめて漠とした観念しかもたなかった、……彼らの道徳理論は、キリスト教から生まれた理論、幸福に関するあらゆる考慮はたんに全く道徳的性格を欠くばかりでなく、またわれわれの行為の道徳的価値を損ない、減少せしめることしかできないという理論と全く顕著な対照を示している。キリスト教は義務は義務であるが故に履行されるべきであり、規則は規則であるが故に守られなければならないということである³⁶⁾」とのべていることである。デュルケームは義務の観念に強い愛着をもってそれをういており、自殺論の第二編の第六章においても、「個人主義と知識人」³⁷⁾においても、さらに「道徳教育」EMの第九章においても義務を利己主義を抑えるのに人生に必要な規律の主要構成として見ていたのである。この義務強調に関して忘れてならないことは DTS においてデュルケームがカントおよび功利主義者たちの個人主義的道徳論に反対する考え方から出発しながら一方で個人が機械的に社会的条件に動かされる存在で

はないことを明らかにし、個人がその人格を発達させていくにつれて、公共的意識の中において、より大きい位置を占めるようになってくることを主張してきたことである。デュルケームはそうして (D. 7) において、リシャルの著作に対する書評で「われわれが歴史において進歩をしていくのに伴って、人格的要因が道徳性の本質的要素となっていくことは全く明白なことであり、自己自身とその理由について自覚をもたない道徳は不完全なものとなってきている。この点について公共意識もすではっきり判決を下している。」³⁸⁾ とのべ、義務に基づく自己規律こそがデュルケームの個人主義の基本観念であったことを示している。

2. 道徳事実の多様性と歴史性

道徳の実証科学の対象となる道徳的事実は人間の生活に根ざすもので、思弁によってつくられるものではない (D. 4)。それ故に今日の行為だけを含むのではなく、過去のそれを含むし、また一社会だけでなく、全世界にも及ぶのである。そこで実証的研究を進めていくためには歴史や民族学の知識を利用しなければならない。なぜなら、多くの道徳的事実は時と所によって多様の形をとって現れるからである。そのためデュルケームは民族学的接近が非常に重要であると考えたのである。だからデュルケームは Westermarck が道徳的事実についての人類学的比較的研究を試みながら、それを説明するために愛とか憎などのような普遍的原理にしようとしているのは矛盾であると批判する (D. 8)。また Parodi が道徳が歴史の進むに従って合理化していくことは明白な真理であると述べていることに対しこれは最も異論のあるところであると反対し、各々の道徳はそれぞれ固有の合理性をもつと述べている³⁹⁾。合理性を人間の普遍的な本質特徴によってのみ認めようとする見方に対する批判は Westermarck に対しても向けられている。なぜならば、人間性は時間とともに変化しているし、また所とともに異なるから

35) Pickerling, *Durkheim: essays on Morals and Education* Introduction, p. 11

36) フランス教育思想史 (邦訳) pp. 418-419

37) "L'Individualisme et les intellectuels"

38) AS X, p. 382

39) Textes II, p. 373

である (D.3)。人間性という観念は一挙にして構成されるものではない。そのためには過去において出現しあるいは現在共存している各種の民族の類型を構成しなければならないのである。人間は歴史の所産であるから、人間を知るためには歴史的比較に頼らなければならないのである。また道徳意識も歴史的所産であるから、それは非常に異質的な要素から構成されているのである (D.3)。だから道徳的事実は静止した社会において観察してはいけないのである。そして道徳の変化は事態の本質に基づくのである。たとえばデュルケームはフランス哲学会での討論 (D.12) において次のように言う。「今日あらゆる時、あらゆる所に妥当する唯一の道徳が存在することは認められなくなっている。道徳は変化してきた。道徳が変化するのは事態の本質に基づくものであるから。」事態の本質という言葉は意味は明確ではない。社会が歴史的に動き変わっていることがそれによって含意されているのであろうが、本来ならばそうした社会の構造と道徳の関係の分析がなされるべきである。道徳の変化が社会状態によって生じるということは、従来の道徳が新しい社会状態にはもはや適切ではなくなったことを意味するものと考えられるが、そうした点に関するより明白な説明がなされなかったのは道徳的事実の歴史性重視という点から見ても残念なことであるというべきである。ただ「序文」⁴⁰⁾ において次のように多様性を説明している箇所がある。「ローマの道徳理想はギリシアのそれとは異なるし、中世のそれは現代のものとは異なっている。これは事柄の本質に基づくものである。民族の道徳はその精神構造、民族が生活する条件を表現しており、各々の文明の不可欠な要素をなしている。だから各々の文明は特有の個性をもち、それが人間性一般に依存するのは一部だけであり、道徳もこれと同じである⁴¹⁾。つまり、道徳は不可欠であるが文明の要素として変化するということである。道徳は集合表象のうちに含まれるのである。道徳的真理は実践においては論議の必要のない自明のことと一般に受けと

られているので、疑問の余地のないものと考えられている。「しかし歴史において道徳が基礎となっている諸々の観念や原理が権威をもって当然のこととして認められることがなくなることが生ずる。そしてその正当性が問題とされることがある。そのとき道徳は動揺し、自信を失い、支配力をもたなくなる。その時われわれは行為の一部の要求にしか対応していない名前の上でだけ疑う余地のない実践上の真理に従っているにすぎない。この時われわれは現実の事態に満足に対応できるよう、ある種の表象をつくり出すのである。しかしながら、そうした表象は必ずしも現実に適合したものであることにはならない。ただ科学者はこうした一般世俗者の抱く表象とは異なった表象を抱くことができる。そうして新しい事態に応じて実践を指図することができる。」⁴²⁾ と述べデュルケームは道徳が変化するのはそれが現実の事態に満足に対応できないことによるのであるが、同時にそれに対して正しい対応することのできる表象をつくり出すことができるのは科学者だけであるというのである。しかし変化に対する適正な道徳についての表象ということと道徳の多様性とはどのように関係するのであろうか。この点に関して道徳の合理性の問題についてふれておく必要がある。

デュルケームはパロディがのべた道徳は歴史の進むに従って合理化していくという考え方に異論を唱えていた⁴³⁾ (D.15)。これに対しデュルケームは道徳は各社会、各地代に応じて合理的であると答えていた。デュルケームは RMS の第二版序文の中で自分は合理主義者であると呼ばれるのが至当であるとのべている。それは彼がフランス人としてデカルトの伝統の継承者であることを意味していたのである。道徳の領域における合理主義とはデュルケームにとってはカトリック的な宗教的基礎の上に道徳を樹立することを排除することを意味していた。だから、重要なことは宗教的道徳に代わって世俗的な原理に基づく道徳の体系をつくり出すことにある (D.9)。デュルケームと根本

40) "Introduction à le morale"

41) *Textes* II. p. 320

42) *Textes* II. p. 326-327

43) *Textes* II. p. 373

的に方向を一致するペロ G. Belot を支持し、合理性はたんに倫理的行為に対して適用されるものだけでなく、すでに確立した道德体系に内在的なものであると考え、特定の道德体系だけを合理的と見るのではなく、その他の道德体系を合理的と見るべきであるという。合理性はその意味で時間的にも空間的にも相対的であることになる。ただ漸進的に合理的な道德という考え方は人間が常に自分と調和的でありたいと願う要求に基づく道德についての人間的な考え方で、この理想が合理性とよばれたのである。このようにしてデュルケームにおいては道德の多様性と合理性とは矛盾するものではないのである。デュルケームは同時に長期的な歴史の歩みとして合理化の進展を認めているのである。「道德理論の有効性」についての討論(D. 12)において児童に対する道德理論を教える意義について言及しているが「道德とは何かを教えるために必要なことは、道德は正常に時間的に変化し所によって異なる形をとることを意識させ、しかし、そうした変異にもかかわらず道德は尊重し守られるべきであることを教えなければならない。児童に対し明日の道德は今日のものではないことは理解せしめなければならないが、同時に今日の道德も尊重しなければならないことも教えなければならない」とのべている。この発言から見てもそのことは明白である。

IV

デュルケームの道德社会学は上述したように科学的方法によって各種の社会の現在、および過去に関する知識を提供し、道德的事実が何であるかを明らかにすることができるものである。しかしそれは未来に関して助言と指導を与えることはできるのであろうか。科学的に与えられる知識はわれわれの行為の改善を導くことができるであろうか。デュルケーム自身本来実践の当為として成り立つ道德を研究するのに当たってまったく当為に対する考慮をもっていなかったのであろうか。あるべき姿の道德に対して完全に禁欲を保持したであろうか。彼が道德研究をはじめた頃、フランス

でもその他ヨーロッパ諸国においても道德に対する科学的ないし実証的件に対しこれを支持したり、鼓舞したりする声とこれを挑戦と受けとり反撃に出る道德学者の批判の声が沸き起こり、この問題は社会学の領域においても解決には近づいてはいないといえることができる。この問題に対するデュルケームの立場を見るため Levy-Bruhl, 「*La morale et la science des moeurs*」に対する書評(D. 3)を見ていくことにする。デュルケームはこの著作を彼の行っている研究の基本にある考え方と同じ考え方に立つものと見る。従来の考え方によると道德は理論的道德と実践的道德の二つに分けられるとされていて、前者が科学的部門と考えられているが、Levy-Bruhl それは決して科学にはならない、なぜならばそれは所与の現実を述べることを目的とするのではなくていかに行為すべきかの一般の原理を明らかにするにあるからであるという。Levy-Bruhl によれば科学の機能は現実に存在するものを認識することであり、命令したり当為を要請することではない。理論的道德というのは理論と実践の混同であり、大切なことは規範的科学という矛盾した考え方を捨て、道德的事実を対象とする科学を樹立しなければならず、そうした科学は *Science des moeurs* とよばれるべきである。こうした科学が確立されその成果がしめされれば実践の適用に対する合理的基礎を提供することになるのである。デュルケームはこのように道德社会学は Levy-Bruhl のいう *science des moeurs* であるべきことを明言してそれが術としての道德 *art moral* と区別される必要を力説する。デュルケームは *DTS* のはじめにも分業を道德的事実として科学的に取り扱うべきであるという方針を明らかにしている。しかし同時に彼は研究者は現実にそれに対する対策樹立が緊急の要請となっている時これに眼をそむけてはならないといい、結論において社会分業が真に安定した基盤に立つためには新しい道德 *une morale* の確立が必要であるとのべている⁴⁴⁾。また自殺の研究の最後においても、異常的に見える自殺増大の傾向に対する措置についての考察にかなりの頁をさい

て論じた後 *DTS* 第二版の序文で開陳されたと同じ趣旨の職業集団の再組織化が急務であることを説いている。*EM* においても科学理論とその応用である術の区別の必要は強調されてはいるが、学校における道德教育の進め方についての術 *art* への言及はなされている。もっとも *EM* それ自身が理論的考察だけに終わるものではないからそうした言及は止むを得ないあるいは当然であるといえるかも知れない。しかし、こうしたデュルケームの論述には現実の存在についての正確な認識だけに止まっていることはできないという心情がはたらいっていたことは否定できない。そうしたことは特に道德という問題を扱う時には避けることが難しいことは容易に推察される。現に「道德的事実の決定」⁴⁵⁾ においても次のような論述が見られる⁴⁶⁾。「もちろん、われわれが科学が十分に進歩してわれわれを指導できるようになるのを待たずに決断しなければならぬような事態は往々生じるものである。行動上の要求はしばしば科学を前進させることを迫ることがある。その時、われわれはまだ成立していない方法による正しい科学に代わって、感性のひらめきによって補われるが、略式で未然な科学にたよることがおこる。……この科学はわれわれに現実を正しく評価することを禁じるのではなく、論理に基づいて評価する方法を与えてくれるのである。」デュルケームは現実の要請の緊急性は理論の前進を促すことにもなるが、しかし同時に現実が緊急性が理論的解決をとびこえる可能性のあることを認めている。そうして最後の序文では理論が当為に対して指示を与える可能性をも示唆したと見られる論述がある。それは哲学からはじまったからまたそこへ戻るためなのであろうか。ただ当為を指示できるためには現実に対する認識に対してどういう基準で判断を下すのかという問題が明らかにされなければならない。そうした問題に関する考察として重要なのは *RMS* の第四章で扱われた正常と異常の区別に関する言及である⁴⁷⁾。この章で扱われている問題は *RMS* が書かれた直後から大いに論議をよんだ

ところである。社会現象の正常と病理を区別することが必要なのはデュルケームによると科学と術との間の結びつきを密にするためなのである⁴⁸⁾。この区別は人体における健康と病気を区別することと同じく、社会現象の観察にとって重要なことなのである。ところで健康的なものと病的なものとはどういう基準によって区別されるのか。デュルケームは言う。「同一種の社会において最も頻度の高い形態をもって現れる特性を一つの全体として構成できるような図式的な存在を平均的類型とよぶことが許されるなら、正常な類型はこの平均的類型と合致し、この健全な基準からの隔たりを病的であるということができようであろう。」デュルケームはこの平均的類型を決定することは個人類型のように明確にはできないかもしれないが、それが構成されることは疑う余地がないことである。なぜなら平均的類型こそは科学の最も媒介なしに得られる素材であるからであると付言する。こうして類型設定のための三つの規則を方式化している。しかしこの平均類型設定が判断の基準となり得るということは存在の次元の事実によって当為の次元のことからとすることであって、人間的属性を生物的特徴によって判断できるということに均しく、社会的事実を心理的事実に還元することを排する方針に反することになるものである。それ故、この基準はどう考えても満足すべきものとはいえない。従って基準なしに判断が可能だとすることは科学的方法ではなくなる。それに社会的事実の観察の規則を問題にしているこの著作において歴史的考察に関する規則の方式化よりも前にこの基準が取り扱われていることは順序を逆にしたものといわなければならない。さらに、道德についての体系的著作はでき上がっていなかったとはいえ、上述してきた多くの資料の中にもその点を示唆するような論述は見当たらないといってよい。道德は理想であるとか宗教的現象と非常に緊密な関係をもっているという指摘は何か所かに見られるが、残念なことに道德的判断の基準についての考察は欠除しているのである。基

45) *SP*. chp II pp. 49–90

46) *SP*. p. 88–89

47) “Règles relatives à la distinction du normale et de pathologique.”

48) *RMS* p. 19

準の樹立なくして当為への提言は価値をもつことはできない。自然現象に対する観察に基づく方策提言と異なって社会現象の場合、こうした基準樹立の方式化は極めて困難であることは当然予想されることであるが、少なくとも平均的類型ではなくむしろ理想に近い類型の樹立への努力がなされるべきであろう。そしてそのための分析が慎重になされなければならなかったのである。

そうした点に理論的な不備はあるが、デュルケームが行った道徳論の具体的適用はたとえばドレフュース事件の際に知識人に向けて訴えた役割に対する自覚、あるいは中堅以上の官庁職員の任務に関する討論会における発言などは家族のもつ道徳意義⁴⁹⁾や性教育に関する討論における発言などと同じように当時の社会状況から見て適切な意義をもっていたことは否定できないであろう。

以上でデュルケームの論述した道徳社会学の主要な特徴と思われる点を見てきたがつぎに彼の理論に対する批判、反論の主なものを見ることにする。そこで取り上げるのは G. Davy, G. Gurvitch, M. Ginsberg, S. Lukes, E. Wallwork, R. Hall などである。

参考文献

- デュルケームの著作のほかの主要なもの
Lévy-Bruhl, La Morale et la science des mœurs (1903)
 M. Ginsberg, *On the Diversity of Morals* (1956)
 G. Gurvitch, *Morale theorique et science des moeurs*, (1937)
 R. Hall, *Emile Durkheim, Ethics and the Sociology of Morals* (1987)
 S. Lukes, *E. Durkheim, His Life and Work* (1988)
 W. S. F. Piekerling, *Durkheim; Essays on Morals and Education* (1979)
 E. Wallwork, *Durkheim, Morality and Milieu* (1972)
 本稿で用いた略語一覧表
 AS—*Année Sociologique*
 AS n. s. —*Année Sociologique*, nouvelle série
 BSFP—*Bulletin de la Société Française de Philosophie*
 DTS—*De la division du travail social*
 Su—*Le Suicide*
 RMS—*Les règles de la méthode sociologique*
 LS—*Leçons de Sociologie; physique des moeurs et du droit*

- SP—*Sociologie et philosophie*
 EM—*L' Education morale*
 FEVR—*Les formes élémentaires de la vie religieuse*
 EPF—*L' Evolution pédagogique en France.*
 Textes—*Emiles Durkheim Textes I, II, III.* (1976)
 RIE—*Revue internationale d' enseignement*
 RMM—*Revue de Morale et de Métaphysique*
 RP—*Revue philosophique.*

49) 'La prohibiton de l'inceste' AS 1.